

特別支給手続開始決定公告

令和5年11月27日

山形地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 山形地方検察庁 令和5年第2号

2 特別支給手続開始決定の年月日 令和5年11月27日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和2年6月29日から令和2年8月1日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人が、中小企業庁が所管する持続化給付金制度を利用して現金をだまし取ろうと考え、多数の申請名義人らと共謀し、持続化給付金申請の審査等について業務委託を受けた業者に対し、各申請名義人が同給付金の給付要件を満たさないのに、同要件を満たすかのように装って同給付金の給付申請をし、その担当者らをその旨誤信させ、よって、各申請名義人の口座に現金を振込入金させた行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

申請名義人：藤巻 京介、小室 大樹、鈴木 馨、木下 季己、福田 一誠、渡邊 慎、天野 悠希、九頭見大雅、小菅 悠那、佐藤 大地、新妻 頌仁、三瓶 美香、小瀬 貴雄、山寺 大世、藁谷 将太、橋本 愛菜、和田 昌之、橋本 直人、河野 悠花、猪俣 梨紗、熊谷 一輝、高橋 桃夏、佐藤 瑠伽、遠藤 聖也、大塚 寛己、安類 雅紀、佐藤 海大、坂下 義季、遠藤 翔、鈴木 茉由、作田 友香、高橋 歩、根本 嵩之、齋藤友希矢、森 倫明、鈴木 大輝、村上 蓮、大友 颯貴、安藤由太郎、郡司 圭佑、佐藤 英、志賀 直樹、安田 翔、藤巻 優歌、小沼 美玖、鈴木有佳里、佐々木友康、鈴木 俊、大和田将史、吉田沙弥香、竹内 小百合、橋本 祐亮、伊東 一樹、佐川 優人、田中那乙樹、佐川 彩夏、門馬 光平、青田 涼佳、蛭田 達也、井上 真治、吉田真奈美、垂石 龍夢、近内 玲菜、佐々木雄大、猪狩 拓海、櫛田 和輝、鈴木 力也、馬目 真帆、鈴木翔太郎、結城 汐理、大野 愛斗、渡邊 隼太、武田 瞳、紺野 修平、堀米 清寿、猪狩 太志、阿部 宰、石川 渉太、設楽 勇人、小野 晴輝、黒川 大輔、田山 奈月、齋藤 秀夫、敦賀 祐太、西牧 朱里、添田 太一、宮郷 智代、新妻 美沙、木戸 晴稀、渡辺 由悟、古川 真雪、正木弘一郎、四家 登生、軽部 春菜、大越 信弥、三浦 剛、松本 啓、馬目 大珠、高橋 奎、横田 雄歩、六本木陽向、松井 開斗、窪田 潤、稲村 直也、梅津 翔太、西山 克博、菅野美佑紀、鈴木 大介、佐藤 邦晃、箭内絵理香、松浦 真晃、鈴木 智美、新妻 太一、山田悠希江、飛知和有沙、森田 彩香、佐々木結依、大平 唯佳、會川 拓海、渡辺 裕希、佐藤 明美、藤巻 識子、大友 樹、宮嶋 大輝、鈴木 智之、鹿又 稜、伊藤 祐太、大平 玲良、杉本 治、開沼美保子、遠藤 甫、引田 凌輔、落合 菜奈、高野 翔志、草刈 樹也、宮城 凌、吉田 啓太、菅原 武司、鈴木 拓也、鈴木 敏史、小砂川辰哉、金成 美波、坂本 健也、小橋川めぐみ、冨塚 広夢、中野 慶郎、高岡 恵莉、深谷 由希、金澤 美和、渡邊 海利、白石 智大、西郷 令華、那須美沙希、

佐藤 聖、滝口 拓未、加藤 芳樹、遠藤 優介、安田 聖斗、遠藤 涼太、草野 寛太、北郷 涼、高橋 祥、鈴木 雅人、高橋 洋平、渡邊安莉奈、佐藤 亜紀、露木 優斗、柏倉 智 浩

5 残余給付資金の額 金2,602万4,647円（令和5年10月27日現在）

6 特別支給申請期間 令和5年11月27日から令和5年12月27日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 被告人の氏名 下崎 翔太

(2) 裁判所名 山形地方裁判所

(3) 裁判年月日 令和4年3月10日

(4) 確定年月日 令和4年4月8日

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、法定の除外事由がないのに、令和2年6月29日から同年8月1日までの間、173回にわたり、藤巻京介ら168名が財産上不正な利益を得る目的で犯した詐欺により得た犯罪収益等の一部である現金合計4,200万円を、その情を知らず、前記藤巻らから、被告人名義の普通預金口座に振込入金を受ける方法により受領し、もって犯罪収益等を収受した。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒990-0046 山形県山形市大手町1番32号

山形地方検察庁 被害回復給付金担当 電話番号 023-622-5196（代表）